

# 医療紛争防止研修会

## 医療施設事故（医療行為に起因しない事故）の 対応について

2026年8月28日

損害保険ジャパン株式会社

福岡火災新種保険金サービス課

上原 禎史

# 本日の流れ

---

1. **医療施設事故とは？**
2. **対人事故～対応上の注意点～**
3. **対物事故～対応上の注意点～**
4. **自然災害に起因する対人対物事故と賠償責任**

医療施設事故とは？

どのような事故が多い？

# 医療施設事故とは？

---

当社では医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故と定義

## ①患者や外来者等の第三者の身体に障害を与えるような対人事故

～例えば～

- ・見舞客にストレッチャーをぶつけてけがをさせた
- ・病院のトイレが水で濡れていて滑って転倒しけがをした

## ②第三者の財物に損害を与えるような対物事故

～例えば～

- ・排水溝のグレーチングが撥ね、来院者の自動車の底部を損傷させた
- ・病室掃除中にベッド上にあった患者の携帯電話を落として破損させた

# 医療施設事故とは？

## 当社で受け付けたおもな医療施設事故（対人賠償①）

- 1 入院患者が深夜病室の前で転倒して意識のないところを発見される。その後死亡
- 2 MRIベッド操作中に患者の右肘をガントリーに引っ掛け右上腕骨折させたもの
- 3 認知症患者への注意不足のため、X P検査台 から転落し頭部外傷を負ったもの
- 4 待合室内の血圧測定時に尻もち転倒／第1腰椎圧迫骨折受傷
- 5 扉故障中で注意喚起不足により患者が扉を開けた際に転倒し負傷したもの
- 6 トイレ内で転倒し左大腿 骨頸部骨折を負ったもの
- 7 通所リハ終了後自宅送迎／歩行器から ベッドに移る際に転倒右大腿骨骨折し人工関節置換となった
- 8 デイケア利用者を送迎車から降ろして誘導中に転倒させ頭部を負傷させた
- 9 通所リハ利用者、入浴脱衣準備の際、目を離れた際に転倒、左鎖骨骨折を受傷したもの
- 10 使用後の採血針BOX を落とし、使用済みの針が受診者に刺さったもの
- 11 パーキンソン病振戦有／待合室でコーヒー を提供した際にコーヒーをこぼし、火傷を負ったもの
- 12 施設内トイレの介助の際、入居者が右上腕骨を骨折した もの
- 13 救急外来受診時に松葉杖を貸出。松葉杖のゴムが外れていたため転倒したと受診

# 医療施設事故とは？

## 当社で受け付けたおもな医療施設事故（対人賠償②）

- 14 医療機器洗浄時に液体が右目にあたり充血、受診。
- 15 他人が検査で使用し廃棄予定の採血針が刺さった
- 16 CT検査終了後に検査台を下降途中で患者が下りたところ転落し頭部を負傷
- 17 透析患者を送迎中、車室内でもめて一方が負傷した（手の擦過傷と足打撲）
- 18 医療機関敷地の凹凸で歩行者が転倒、負傷
- 19 レントゲン用遮蔽版を移動中に倒れて患者に接触したもの
- 20 扉故障中で注意喚起不足により患者が扉を開けた際に転倒し負傷したもの
- 21 入院患者が同室の入院患者に対し危害を加え、負傷させたもの
- 22 CT検査終了後に検査台を下降途中で患者が下りたところ転落し頭部を負傷
- 23 血管造影中に側面グリッド操作を誤り、患者左前腕手背部に接触させたもの
- 24 職員が来院者に接触し転倒させ、右肋骨骨折の傷病を負わせたもの
- 25 全麻下で智歯抜歯の準備中に手術台頭部箇所が脱落。頭頸部損傷疑いで抜歯術延期
- 26 敷地内側溝に足を取られて転倒

# 医療施設事故とは？

## 当社で受け付けたおもな医療施設事故（対物賠償）

- 1 看護師が朝食後に患者の入れ歯を洗っている時に落としてしまい破損させた
- 2 義歯を洗浄中に落下させ、破損させたもの
- 3 診療所内のチェアユニットから漏水、階下の医療機関の天井誘導灯に損害を与えた
- 4 クリニックのトイレ配管に生理用品が詰まっていたことにより階下へ漏水
- 5 患者のスーツに印象剤をこぼし汚損した
- 6 ユニットのチューブが外れ階下に漏水被害が生じた
- 7 看護師が入院患者の義歯を洗浄後、移動中に落下させ破損させたもの
- 8 通所リハ送迎時、利用者のテレビ台を移動する際、誤って落下させ破損
- 9 看護師が患者のポータブルテレビのコードに足を引っかけてテレビが落下しを破損
- 10 院内敷地内の地下通路を車で走行中、路面の凹みでタイヤがパンクした
- 11 補聴器使用を確認後に装着させたまま、MRI撮影。補聴器を破損させたもの
- 12 患者が駐車場に駐車操作の際に車止めから突出していた釘で車両後部を損傷したもの
- 13 患者の衣服へ薬液が付着し汚損させたもの



対人事故対応上の  
注意点

# 対人事故対応上の注意点

---

## 具体的な事故の種類

- ① 転倒・転落事故（ベッドや検査台からの転落、院内での転倒など）
- ② 誤嚥・窒息事故（食事中的事故、異物による窒息など）
- ③ 盗難・紛失事故（患者・職員の所持品） → 当社の医師賠償責任保険では免責＝対応不可です。
- ④ 暴力・ハラスメント（患者間、患者から職員など）
- ⑤ その他（例：火傷、閉じ込めなど）

# 対人事故対応上の注意点

---

## ◆初期対応の重要性

- ・ 被害者の安全確保、状況確認、情報収集
- ・ 医療機関としての謝罪と説明（法的な責任の有無に関わらず）
- ・ 院内報告体制の徹底

## ◆過失の考え方

- ・ どのような場合に医療機関の過失が問われるか
- ・ 予見可能性と結果回避義務
- ・ 安全配慮義務との関係性

# 対人事故対応上の注意点

---

医療機関における対人事故で過失が問われるのは、  
主に以下の2つの要素が満たされた場合です。

「予見可能性」があり、「結果の回避可能性」があるにもかかわらず、  
「結果回避義務」が尽くされなかった場合に、「過失」があると判断される。

①**予見可能性**：医療機関が事故の発生を事前に予見できたか？

②**結果回避義務**：予見できた事故の発生を回避するための措置を講じる義務があったか？

# 対人事故対応上の注意点

---

## 過失が認定されるケースとは？

### 1. 安全配慮義務違反：

事例：高齢で足腰が弱っている患者や、認知症の患者が、転倒・転落する危険性を予見できたにもかかわらず、安全対策を講じなかった場合。

### 2. 施設・設備の管理責任違反：

事例：濡れた床に清掃中の表示を立てない、通路に物を置いたままにするなど、施設の管理上の不備が原因で患者が転倒した場合。

### 3. 監督義務違反：

事例：複数の患者の食事が同じテーブルに並べられており、介護者が不在の間に誤嚥リスクのある患者が他者の食事を誤って食べてしまい、窒息事故が起きた場合。

### 4. 情報提供・説明義務違反：

事例：患者や家族に対し、ベッドからの離床時の注意点や、身体状況に応じた危険性を十分に説明しなかったため、事故が起きた場合。

# 対人事故対応上の注意点

## 損害賠償の範囲（傷害部分）

| 賠償項目    | 算出における基本的な考え方                             |
|---------|---|
| 治療費・入院料 | 医療上の過失によって新たに生じた身体障害に対する治療に際し、医学的必要性のあるもの |
| 付添看護料   | 医師の指示、身体障害の程度、患者の年齢などにより付添の必要性が認められる場合    |
| 入院諸雑費   | 上記治療を受けるために要する入院期間中の諸雑費                   |
| 通院交通費   | 上記治療を受けるため症状等により必要となる通院のための交通費            |
| 休業損害    | 身体障害の発生により休業したことによる現実の収入減少額               |
| 傷害慰謝料   | 身体障害の程度や上記治療期間・実治療日数に応じた患者本人に対する慰謝料       |

# 対人事故対応上の注意点

## 損害賠償の範囲（後遺障害・死亡）

| 賠償項目    | 算出における基本的な考え方                         |
|---------|---------------------------------------|
| 逸失利益    | 後遺障害による労働能力の低下に応じた現実収入からの減少分（中間利息を控除） |
| 後遺障害慰謝料 | 後遺障害の残存による患者本人に対する慰謝料                 |
| 介護料     | 重度後遺障害の残存に伴い将来に渡り必要となる介護の費用           |

| 賠償項目  | 算出における基本的な考え方                                     |
|-------|---|
| 逸失利益  | 患者本人が死亡していなければ本来得られていたであろう労働収入の減少分（中間利息および生活費を控除） |
| 死亡慰謝料 | 死亡による患者本人・法定相続人・両親に対する慰謝料                         |
| 葬儀料   | 患者の死亡により実際に支出した葬儀の費用（香典返しを除く）                     |



対物事故対応上の  
注意点

# 対物事故対応上の注意点

## 具体的な事故の種類

- ①医療機器・設備の破損（患者による、職員による、不具合など）
- ②備品・物品の破損・紛失（患者の私物、医療機関の備品など）
- ③施設・設備の損壊（火災、水漏れなど、自然災害以外で管理責任が問われる場合）
- ④情報機器の破損・データ損失 → 当社の医師賠償責任保険では免責＝対応不可です。
- ⑤その他（例：駐車場の接触事故など） → 自動車に起因する事故は自動車保険の対象です。

※①～③のうちで当社の医師賠償責任保険で対応可能なものは、第三者の財物に損害を与えた対物事故に限ります。

# 対物事故対応上の注意点

---

医療機関における対物事故で過失が問われるのは、対人事故同様に主に以下の2つの要素が満たされた場合です。

「予見可能性」があり、「結果の回避可能性」があるにもかかわらず、「結果回避義務」が尽くされなかった場合に、「過失」があると判断される。

①**予見可能性**：医療機関が事故の発生を事前に予見できたか？

②**結果回避義務**：予見できた事故の発生を回避するための措置を講じる義務があったか？

# 対物事故対応上の注意点

---

## ◆損害賠償の範囲

### ①損害物の修理費用

### ②修理不能な場合の再調達費用

※注意：新規購入した費用の全額に対して、常に賠償が可能であるとは限りません。  
損害を受けた被害物について、購入から経過した年数に従って減価償却します。

## ◆保険会社に事故報告する際にご提供をお願いする資料

- ①被害物の写真（損害箇所）
- ②被害物の購入時の金額や品番のわかる資料（領収書やカタログなど）
- ③修理可能な場合は、修理費用の見積もり

自然災害に起因する  
対人対物事故と  
賠償責任

# 自然災害に起因する事故の注意点

---

## 自然災害免責の原則

### ①不可抗力としての解釈

→ 「誰の責任でもない、避けようのない出来事によって生じた損害は、原則として誰も賠償責任を負わない」

### ②予見不可能、回避不可能な事象

→ 事故の原因となる事象（自然災害）が、通常想定される範囲を超えて発生したこと。  
例: 観測史上最大の豪雨、想定を超える規模の地震など。

→ 医療機関として、事前に可能な限りの対策を講じていたにもかかわらず、その被害を食い止めることができなかったこと。  
例: ハザードマップに基づき、土嚢や止水板を設置していたが、それを超える浸水が発生した場合。

# 自然災害に起因する事故の注意点

## 免責と解される具体的なケース

以下のような場合、医療機関の責任が問われず、自然災害免責が認められる可能性が高くなります。

### ①想定外の規模の被害

- ・観測史上最大の暴風により、老朽化していなかった看板が吹き飛ばされ、駐車中の患者の車を破損させてしまった。
- ・これまでの想定を超える大雨で、建物の排水設備が正常に機能しなかった結果、入院患者の私物が浸水被害を受けた。

### ②十分な安全対策を講じていた場合

- ・過去の浸水被害の記録に基づき、防水対策を万全に講じていた。
- ・定期的に施設の点検・補修を行い、耐震基準を満たしていた。
- ・災害発生後、速やかに非常用電源に切り替え、患者の生命維持に必要な機器は正常に作動した。

# 自然災害に起因する事故の注意点

## 免責と解されない（責任が問われる）具体的なケース

「**予見可能性**」や「**結果回避義務**」があったにもかかわらず、**対策を怠った場合**は、自然災害が原因であっても**医療機関の過失が問われる可能性があります**。

### ① 予見できた事象への不備

- ・ハザードマップ：浸水想定区域にあるにもかかわらず、土嚢や止水板の設置を怠った結果、浸水により患者の私物に被害が発生した。
- ・気象警報：台風接近で強風注意報が出ていたにもかかわらず、飛ばされやすいものを屋外に放置した結果、患者の車を傷つけた。
- ・施設の老朽化：屋根の雨漏りが慢性化していたが補修を怠っていたため、大雨で雨漏りが拡大し、患者の私物に被害を与えた。

### ② 災害発生後の対応の不備

- ・非常用設備の管理：停電に備えた非常用電源や自家発電装置の点検を怠っており、災害時に作動しなかったため、被害が拡大した。
- ・避難誘導：災害発生時のマニュアルが不十分だったり、訓練を怠っていたりしたために、避難誘導が遅れ、二次的な事故が発生した。

# 自然災害に起因する事故の注意点

---

自然災害は不可抗力のため、一般的に法律上の賠償責任は発生しないと解されますが、必ず免責されるわけではなく、「医療機関として、考えうる限りの予防措置や対策を講じていたか」が判断の分かれ目となります。

## 医療施設の災害対応ための事業継続計画（BCP）の策定と見直し

（参考）～厚生労働省ホームページ～

- ・ 災害拠点病院用のBCP策定について
- ・ 災害拠点病院以外の医療機関のBCP策定について
- ・ B C P 策定研修事業研修資料

## さいごに ～事故が起こったら～

- ・ 責任の有無にかかわらず、道義的な謝罪は必要
- ・ すぐに金銭解決を提案しない（現金を渡さない）
- ・ 明らかかな過失のある事故以外で、ただちに責任の有無が判断できない場合には、事故原因や過失の有無を検証の上、上長や責任部署から改めての連絡とする
- ・ 事故発生時の患者とのやり取りを必ず記載する

**ご清聴ありがとうございました。**